



11月29日提出 東地申第18号

「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現」に関する解明申し入れ(松戸統括センター)

4月24日、統括センターの新設及び、各統括センターの管轄区分を見直す内容の提案を受ける！

←提案内容は
こちらをご覧ください**職場では、今までに例の無い規模や働き方が分からないことへの不安が多く出されている！
現場で働く組合員・社員が今後の働き方を主体的に描けなければ、今施策の目的の達成も働きがいを実感することもできない！**

<申し入れ内容>

- 北千住営業統括センター、松戸営業統括センター及び柏営業統括センター発足以降の成果と課題を明らかにすること。
- 松戸統括センター新設を行う目的と根拠を明らかにし、松戸統括センターにおける指揮命令システムと安全管理体制及び具体的な業務内容を示すこと。
- 統括センター新設に伴い、社員の働き方が変化することで手当を含む実質賃金と勤務指定によって生活設計の変化が想定される労働条件変更が伴う施策であることから、労働協約に基づいて真摯に団体交渉を行うべきであると考え、会社の認識を明らかにすること。
- 松戸統括センターにおける駅ユニットと乗務ユニットの安全レベルとサービスレベルをどのように向上させていくのか具体的に明らかにすること。
- 「他の統括センターとの兼務はあるのか」と不安な声が出されていることから、早急に関係する全社員への説明を行うこと。また、出された疑問点には丁寧に回答すること。
- 松戸フィールドと柏フィールドに区分し、フィールド内での融合と連携を進める目的を明らかにすること。
- 乗務ユニット(綾瀬運輸区・我孫子運輸区)の兼務を行わない理由を明らかにすること。
- 現在進められている松戸統括センターWGの権限と決定することについて明らかにし、社員の意見をどのように反映していくのか考え方を示すこと。
- 各乗務員箇所・各駅の担務毎に出勤数を示す考えがあるのか明らかにすること。
- 委託駅である亀有駅、北松戸駅、北小金駅、南柏駅、北柏駅、天王台駅の管理駅はどこになるのか具体的に示すこと。
- 松戸統括センター発足後の勤務作成及び勤務指定において、以下の点について考え方を明らかにすること。
 - 松戸統括センター内で作成される勤務の勤務作成者と対象社員を示すこと。
 - ユニット毎の勤務調整についての進め方を示すこと。
 - 乗務員勤務で業務を行う社員が駅ユニットでの業務を指定される場合の生活設計への配慮についての考え方を明らかにすること。
- 駅ユニットと乗務ユニットを兼務する社員の時間外労働の管理について考え方を明らかにすること。
- 労働時間管理が複雑化することが想定されているが、駅ユニット及び乗務ユニットにおける事務担当者の配置について具体的に示すこと。
- 統括センター発足後の出勤場所についての考え方を明らかにすること。また、出勤場所の違いによる通勤手当の考え方を示すこと。
- 統括センター新設に向けての教育について、これまでの教育内容と今後の教育計画について以下の点について明らかにすること。
 - 新入社員が単独で勤務するまでの教育期間、教育内容を明らかにすること。
 - これまでに乗務員が営業統括センターに配属された場合の教育期間及び教育内容を明らかにすること。
 - 営業統括センター内での兼務についての教育期間、教育内容を明らかにすること。
 - 信号担当社員が単独で勤務するまでの教育期間、教育内容を明らかにすること。特に各箇所での特殊性があることに対する認識を示すこと。
 - 統括センター発足後に運輸区社員が駅ユニットでの業務を想定した場合の教育期間及び教育内容を明らかにすること。
 - 統括センター発足前に乗務員区の社員に対して駅ユニットの教育を行うことがあるのかを明らかにすること。
- 統括センター発足後に複数の担務を担う社員の人選について、どのような権限で誰が行うのかを明らかにすること。

労使議論を踏まえた施策をつくり出し、組合員・社員の働きがいの創出、厳しい時代を乗り越えていくために、真摯な回答と議論を求めろ！